

地方税 ASP サービス利用契約書（案）

大和高田市（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、地方税 ASP サービス利用について、次のとおり契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 この契約の要件は次のとおりとする。

（1）件名 地方税 ASP サービス利用契約

（2）提供条件 別紙仕様書記載のとおり

（3）業務内容 別紙仕様書記載のとおり

（4）契約期間 契約締結日から令和13年12月31日まで

①導入期間：契約締結日から令和8年12月6日まで

②サービス提供期間：令和8年12月7日から令和13年12月31日まで

（5）契約金額 金〇〇〇〇円（消費税等別途加算）

契約金額の内訳 導入費用 金〇〇〇〇円

（月額〇〇〇〇円）

利用料 金〇〇〇〇円

（月額〇〇〇〇円）

（消費税及び地方消費税）

第2条 消費税等（消費税及び地方消費税のことをいう。）は消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出する。

2 消費税等の算出に際して、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

（支払方法）

第3条 乙は、第1条に定める金額を毎月末に甲に請求するものとする。ただし、支払期間はサービス提供期間である、令和9年1月分から令和13年12月分の60か月とする。なお、サービス提供開始月である、令和8年12月分については月途中からの提供となるため、請求しないものとする。

2 甲は、前項の支払請求書を受領したときから30日以内に、乙の指定した口座に支払うものとする。

（再委託等の禁止）

第4条 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託し、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡若しくは引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(秘密情報の取扱い)

第5条 甲及び乙は、本業務遂行のために相手方から提供を受けた技術上又は営業上、その他業務上の情報のうち、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」という。）を、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく第三者に開示又は漏洩しないものとする。ただし、次の各号に該当する情報及び資料については、甲及び乙は、これを秘密として取り扱う必要はないものとする。

(1) 次のいずれかに該当する情報

- ア 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- イ 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- ウ 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報

(2) 利用規約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報

(3) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報

(4) 開示の時点で公知のもの

(5) 開示後情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの

(6) 開示を行った時点で既に相手方が保有しているもの

(7) 法令に基づき開示を要求されたもの

2 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、秘密情報のうち法令の定めに基づき、又は権限のある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとする。この場合、甲及び乙は、関係法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は、開示後速やかにこれを行うものとする。

3 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に合理的に必要な措置を講ずるものとする。

4 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本業務遂行目的の範囲内でのみ使用し、本業務遂行上合理的に必要な範囲内で必要情報を化体した資料等（以下本項において「資料等」という。）を複製又は改変（以下本項において「複製等」という。）することができるものとする。この場合、甲及び乙は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとする。なお、本業務遂行上合理的に必要な範囲を超える複製が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとする。

5 情報の提供を受けた当事者は、理由の如何を問わず本契約が終了したとき、相手方の要請があったとき、又は本業務遂行のために必要なくなったときは資料等（本条第4項に基づき複製等した秘密情報を含む。）を相手方に返還し、秘密情報が当事者の設備又は本業務用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとする。

(個人情報取扱い)

第6条 甲及び乙は、本業務遂行のため相手方から提供を受けた営業等その他業務上の情報に含まれる個人情報（以下「個人情報」という。）を本業務遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め

関連法令を遵守するものとする。なお、個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

- 2 甲及び乙は、個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等を防ぐために合理的に必要な管理を行うものとする。
- 3 甲及び乙は、理由の如何を問わず本契約が終了したとき、相手方から求めがあつたとき、又は本業務遂行のために必要がなくなったときには、相手方からの指示に応じ、個人情報を記録した媒体及びその複製物を返還又は破壊するものとする。電子文書又は電磁的記録によって提供された個人情報に関しては、データを完全に消去し、作業後は消去（破壊）証明書を遅滞なく提出するものとする。その際、消去に係る費用はすべて乙の負担とする。

（契約の解除）

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- （1）正当な理由がなく、この契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないとき。
- （2）契約の締結又は履行につき不正の行為があつたとき。
- （3）正当な理由がなく、契約の履行のために甲が行う検査等に対し、妨害及び指示に従わない等の協力義務に反する行為をしたとき。
- （4）乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人又は支店若しくは営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあつてはその者、支配人又は支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員（大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に参加していると認められるとき。

ウ 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用しているとき。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 下請契約、購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

ク 下請契約等に当たり、アからカまでのいずれかに該当する者と知らずにその相手方と契約していたと認められる場合において、甲から当該契約の解除を求められて、これに従

わなかつたとき。

ケ 契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を報告せず、又は警察に届け出なかつたとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、この契約条項に違反したとき。

(損害賠償)

第8条 乙が本契約に違反したとき、又は前条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、甲は、乙に対し、その賠償を、契約金額（月額利用料の60ヶ月。以下同じ。）を限度として請求することができる。

(違約金)

第9条 第7条の規定により契約を解除したときは、甲は、乙に対し、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として徴収するものとする。

(談合等による解除)

第10条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができるものとする。

(1) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する課徴金納付命令）が確定したとき。

(2) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 甲は、前項の規定による契約解除をした場合において、乙に損害が生じてもその責を負わない。

(賠償金)

第11条 前条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として契約金額の100分の20に相当する額を支払わなければならない。また、当該契約を履行した後も、同様とする。

(疑義の解決)

第12条 この契約に定める事項その他について疑義が生じたときは、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）、大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）及び甲が定めるその他の規程に従うものとし、その他は必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

(合意管轄)

第13条 甲と乙の間で訴訟等の必要が生じた場合には、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲) 奈良県大和高田市大字大中98番地4
大和高田市
大和高田市長 堀内 大造

乙)